

昭和七年六月廿二日

吾等の要求個條は

一、從業時間ヲ純九時間制ニ復セラレタキコト

理由 賃金ヨリ見ルモ同種工場ノ状態ヨリ見ルモ八時間制ヲ當然ト見ルモ經濟界ノ現在ヲ考慮シ當分九時間制ニ復セラレタシ

二、解雇手當支給規定ヲ左ノ通り制定サレタシ

一年未満日給二十日分以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給二日分

三、臨時職工名義ヲ廢セラレタシ

大正十年六月卅日

橋本鐵工所主の

暴虐を見よ!!!

吾々労働者が失業の不安に脅されつゝあるに乘じて資本家は益々暴威を振はんとす。吾等は生存の爲めに、せめては最低の生活を保証して貰ひ度い。我々の要求は唯それだけである。然るに所主橋本與吉氏は我等の要求に一顧をも與へず直に之れを拒絶した。のみならず彼れは横暴にも即日工場を閉鎖し之れが工場全員に對して解雇を宣告した。吾々は資本家の如くに徒食し様とは云はぬ、吾々は働いて喰ふと云ふのだ。然るに彼れ橋本與吉氏は吾々の労働権を蹂躪し、そして吾等の糧道を絶ち餓死せしめんとする、それ何等の暴虐ぞや。吾等の生存を脅さんするものに對して勇敢に戦はなければならぬ。座して死を待つは愚だ、戦て死だ方がましではないか。吾等にこの覺悟がある。

兄弟よ來り援よ!!!

友愛會大阪聯合會九條支部

鐵工所主の暴虐